

タイトル	小林酒造の角田村立地をめぐる社会経済的環境
著者	濱田, 武士; HAMADA, Takeshi
引用	開発論集(115): 133-148
発行日	2025-03-05

小林酒造の角田村立地をめぐる社会経済的環境

濱田 武士*

1. はじめに

本論は、栗山町で「北の錦」というブランドで長きにわたり酒造りを行い、産業遺産としても認定されている蔵（レンガ蔵 18 棟）をもつ小林酒造の栗山町（旧角田村）立地をめぐる当時の情勢について社会経済的観点から掘り下げる。

札幌で酒蔵を営んでいた小林家が現在の角田村栗山に家を建築したのが明治 30（1897）年、酒蔵の建設を始めたのが明治 33（1900）年、翌年酒蔵の操業を始めた。この移転は、醸造場を大きくして、石炭産業の拡大で人口増が著しい空知管内の産炭地の酒類需要を取り込むというビジネスチャンスを得るというものであったとされている。たしかに北海道炭礦鉄道汽船株式会社（以下、北炭）は明治 23（1890）年に夕張炭鉱と空知炭鉱を開設して、両炭鉱から室蘭までの鉄道を敷設し、栗山駅はその沿線にあった。すなわち、初代・小林米三郎は、公官庁都市として発展する札幌よりも角田村の方が酒蔵の投資先として有望であると判断したということになる。大正 9（1920）年には、初代から受け継いだ二代目・小林米三郎が北炭の納入権を得てより夕張の清酒需要を確実なものとしている。このことで、小林酒造は更なる飛躍に繋がりを、近代から現代そして現在まで当時の産業遺産を受けついできた¹。

このストーリーにおいて、二代目が大きな夢を叶えたが、札幌から角田村への拠点移転という大転換を図ったという点で、初代・小林米三郎の経営者としての判断力に注目されてきた。しかし、この判断に至るプロセスは「言い伝え」られているのみであり、私文章や史料などで、そのことが裏付けられているわけではない。根拠となる私文書や史料による論証については現段階では諦めるほかない。ただ、一般論として、経営判断は当該事業の取り巻く社会経済的環境と関係する。となると、初代小林米三郎が移転すると判断した当時の酒造業界や札幌そして角田村はいったいどのような状況だったのであるか、確認する価値はある。

本論は、札幌から角田村に移転したプロセスに着目して、「言い伝え」られてきた初代・小林米三郎（以下、米三郎）の動機を確認しつつ、札幌で営んできた酒造業の経営環境、移転先の角田村の状況を整理し、小林酒造の角田村移転ストーリーを補強する。

*（はまだ たけし）北海学園大学開発研究所所長，北海学園大学経済学部教授

2. 角田村移転をめぐる「言い伝え」

小林酒造の沿革（年表）については現在の小林家内に記録が残っており、過去から現在に至るストーリーについては、『「北の錦」オフィシャルファンブック 2023』にまとめられている。この中にある、初代米三郎の内容や、角田村へ移転した当時の状況については、主に昭和 43（1968）年まで存命だった 2 代目米三郎から語り継がれてきた「言い伝え」のようである。

まずは、これを手がかりに角田村移転の意図や判断をまとめていきたい²。

米三郎（1861 年生まれ）は、父・小林伝四郎（以下、伝四郎）と母・リンそしてその次兄・伝次郎と共に、札幌に入植した。明治 2（1869）年のことである。伝四郎は、新潟において米屋伝四郎として代々名を引き継いできた米問屋の経営者であったことから、米の流通業と質業を営んだ。これにより、かなりの蓄財があったと言い伝えられている。

明治 11（1878）年、伝次郎と米三郎が酒蔵づくりに着手する。翌年、小林酒造が創業する。場所は南 3 条西 4 丁目である。しかし、伝次郎がその後他界し（明治 20（1887）年）、米三郎は伝次郎の妻・トイを妻として小林酒造の実質的な酒造経営者となる。その後、札幌で醸造量を伸ばしてきたものの、明治 30（1897）年に角田村（栗山）に家を建築、明治 33（1900）年に酒蔵建築を着工し、明治 34 年に角田村での酒造経営を開始する。

角田村移転への動機については要約すると次のように整理される。

第一に、「札幌での酒造経営の限界」である。増える清酒需要に対して醸造場が手狭であるうえ、火災リスクがあり、理想の建築場を探していたという。

明治 25（1892）年 5 月 4 日に札幌大火があり、大通以南の西 5 丁目から西 2 丁目が消失し、全市街地の 1/5 に相当する 887 戸が消失した³。火元は南 3 条西 4 丁目であることから、同じ区画内にある小林家の醸造場もかなりの被害を出した。その後、米三郎はすぐに再起を図り醸造場を復旧し再生した。しかし、札幌の市街地では、この大火だけでなく、火災が度々発生していた。小林酒造移転前後（明治 33（1900）年～明治 36（1903）年）はさらに増えている⁴。「言い伝え」によると火災による被害の後、札幌での酒造に不安があり、新天地を求めていたという。

第二に、「角田村の可能性」である。角田村には、人口集積が進む夕張炭鉱という、大きな清酒需要が見込める地域が近隣にあり、かつ、酒を蒸すために必要な燃料炭を入手しやすいという酒造りの立地メリットがあった。それに加えて、角田村では当時北海道では困難とされていた稲作耕作が試験的に始められていて、将来的には地元での酒米の入手も可能と判断したのではないかと、また夕張川を使った水運が使えるというのも判断材料になったのではないかとという説もある⁵。

ちなみに、室蘭から岩見沢を結ぶ北炭の室蘭線の工事は明治 22（1889）2 月から始まり、明治 25（1892）年 8 月に開業した。明治 26（1893）年 7 月 1 日には栗山駅が敷設された。当時は貨物列車の運行は少なく、実用的ではなかったが、やがて貨物列車の増便により、小林酒

造は本州からの酒米などの原料調達や商品供給において物流上のメリットを享受している。大正15(1926)年には夕張炭鉱と栗山駅を結ぶ夕張鉄道⁶が開業している。大正時代になって再度夕張鉄道計画が台頭し、それを聞きつけた二代目・米三郎が鉄道の用地買収にも尽力したという⁷。初代・米三郎が、こうした将来の鉄事情を想定していたかどうかは確認できないが、醸造場の立地場所は栗山駅から近く、夕張との分岐点ともなれば物流的な立地環境からも優れた場であった。

このように米三郎の移転の判断は、「夕張炭鉱の需要を求めた」という動機の他に「札幌での酒造の限界」と「角田村の可能性」という2点で捉えられてきた。そこで、これらを手がかりにして、角田村への移転の判断から実行そして移転実現した年間(札幌大火の明治25(1892)年頃から移転が完了した明治34(1901)年頃)の小林家を取り巻く社会経済環境と移転のプロセスを以下に確認していくことにする。

3. 札幌の酒造り営業の環境

3.1. 清酒供給の推移

札幌のまちづくりが始まるのは佐賀藩士・島義勇が札幌に入る明治2(1869)年からである。本府が建設される明治4(1871)年頃には札幌は公官庁の町として始まり、商業の形成がみられ、この頃から酒造家が確認されている。ただし、『新札幌市史』によると、本格的に酒造が行われたのは明治5(1872)～6(1873)年、「柴田興次右衛門が現在の丸井今井あたりで濁酒を醸造したのがはじめ⁸」とされている。柴田は能登から来住した酒造家であった。

この時点では、北海道農業の開拓が始まったばかりであったことから、農作物の多くは内地からの供給に頼らざるを得なかった。札幌には酒造りに必要な伏流水が潤沢にあったが、まだ道内の稲作は道南の一部を除いてほぼ行われていなかったことから酒米は地元で手に入らなかった。もちろん、酒類需要を満たしたのも当初は内地から流通した酒だったのであろう。しかし、その後、札幌の人口増加に併せて市街地が整備されていくと、そのなかに本州から移り住む酒造家も増え、地酒の供給が増えていく。

ここで日本酒類の供給の動向を確認する。加藤良己⁹は徴税当局の統計をもとに北海道の日本酒類の供給量をまとめている。それによると次のようになっている。

北海道開拓使時代の札幌本庁¹⁰の統計では、日本酒類(清酒と濁酒)の供給は明治6(1873)年が約718石(清酒330石,濁酒388石),明治9(1876)年が約2,291石(清酒884石,濁酒1,407石),明治12(1879)年が約1,793石(清酒699石,濁酒1,094石)である。

北海道3県1局時代(明治15年～明治19年)の刊行物『札幌県治類典』によると、札幌県の供給は、明治17(1884)年が約1,985石(清酒1,541石,濁酒444石),明治18(1885)年が約5,174石(清酒3,697石,濁酒1,477石),明治19(1886)年が約7,018石(清酒4,380

石、濁酒2,638石)となっている。

明治19(1886)年に北海道庁が設置されると同時に郡区役所が設けられた。この当時の札幌区の酒類(清酒、濁酒、焼酎、白酒、みりんなど全ての種類)の供給をみると、明治19(1886)年が5,092石、明治20(1887)年が6,987石、明治22(1888)年が7,728石、明治22(1889)年が10,170石、明治23(1890)年が8,156石、明治24(1891)年が9,734石、明治25(1892)年が11,227石、明治26(1893)年が8,277石、明治27(1894)年が10,205石、明治28(1895)年が12,303石となっている¹¹。明治20年代の種類の供給は増加傾向ではあったが、増減を繰り返した増加であった。

次に札幌税務署が調べた清酒の生産量をみると、明治30(1897)年が18,563石、明治31(1898)年が14,672石、明治32(1899)年が14,672石、明治36(1906)年が15,195石、明治37(1904)年が15,933石となっている¹²。この数値からすると、明治30年代の札幌の清酒の供給は伸びていないようである。

以上のように明治中期までの北海道は地域を統治する当局や徴税当局が代わるため、同じ管轄内の酒類の供給量の推移は不明である。また明治20年代の統計においては清酒のみの供給量を表す統計がない。その前提を踏まえてトレンドとしていえることは、明治20(1887)年頃までは清酒の石数は増加し、明治20年代はその勢いが失われて、明治30年代は頭打ちしていた、である。札幌という都市が生まれて成長を続けている中、酒類の需要は増加していったと考えられる。しかし、確認できる範囲では、地酒の供給は需要に併せて単純に増加したわけではなかった。

酒類の供給量と同じく、札幌の酒造家の数も、明治初年から明治40(1907)年頃までの正確に把握することはできない。ただ、そうした中で、加藤良己は『北海道立志編』や『北海道実業人名簿』などで拾い上げて集計している。これによると、札幌区では明治初年から明治20(1887)年までの間¹³に24の酒造家が開業して、11が廃業し、明治20(1887)年時点で営業している酒造家は13、明治21(1888)年～明治30(1897)年の間¹⁴に11が開業して14が廃業、その結果として明治31年に営業している酒造家は10となった。更に明治31(1898)年～明治42年(1909)の間¹⁵には10が開業して、3が廃業し、明治43年には酒造家が17となった。これらの数値はあくまで名簿に残っていたものであることから、全てを拾ったとは言いきれない。ただ、この数値から判断すると、明治初期から30(1897)年頃までは、酒造家の営業は安定しておらず、酒造家の新陳代謝が激しかったといえる。明治30(1897)年以後酒造家は急増したが廃業は少なかったようである(全国的には酒造家が一時的に急増して急減した)。

いうまでもないが、明治期の札幌の世帯数と人口は増え続けた。明治4(1871)年は世帯数211、人口624人、明治15(1882)年は世帯数2,490、人口9,001人、明治20年世帯数3,398、人口14,935人がとなると、明治30(1897)年は世帯数6,200、人口35,306人、明治40(1907)年世帯数10,439、人口66,193人である¹⁶。酒類の需要は潜在的に伸びていたと考

えられるが、明治20年代から明治30年代にかけて地元の酒類の供給が伸び悩み、酒造家の入れ替わりが激しかった。ということは、それを招く特筆すべき社会経済的な環境があったと考えられる。

3.2. 酒造の社会経済的環境

明治期中期までの酒造をめぐる社会経済的環境は、全国レベルでみると厳しかったとみられている。明治初期の全国の酒造家数は、幕末からの水準、約27,000場あったと推察されているが¹⁷、明治14(1881)年から酒造家数は激減した。5カ年で11,721場減少し¹⁸、その後も減少し、明治30(1897)年に底を打つ。明治29(1896)年には自家用酒税法が成立したことで、自家用酒造が禁止される明治33(1900)年まで酒造家数が激増するが、明治34(1901)年から酒造家数は激減する。

明治に入ってから酒造家の減少の背景には政府の酒造税政策が大きく関わっていたというのが通説¹⁹である。租税収入に占める酒税の割合は明治11(1878)年に12.3%、明治21年(1888)には26.4%、明治32(1899)年には35.6%を占め、地租を超える状態となった。酒税は三大基幹税と呼ばれ、政府の財源として重要な位置を占めるようになった。その税源の90%以上を占める清酒産業は政府の財源を支える大事な産業だったといえる。

このように政府の酒税収入の増加からわかるように、明治期の清酒市況は冷え込んでいたのではない。では、なぜ酒造家が大きく減少したのか、通説¹⁹に基づいて確認しておこう。

幕藩体制の下で酒造業は各藩のもとで保護され特権化されていたが、明治4(1871)年の明治政府による大政官布告清酒濁酒醬油鑑札取与二取税方法の制定によって、酒造の営業の自由化、新規参入が認められた。その後、少額の資産をもつ地主層や米に余裕のある農民が酒造業に参入し、旧来型の酒造家との熾烈な清酒市場の獲得競争が発生し、清酒市場は加熱し、混乱したのであった。過当競争の下で乱造や脱法行為が顕著となった。

酒造家数の急減を決定づけたのは、酒税の税制改革と増税政策であった。

明治10(1877)年からしばらくは、西南戦争による戦費調達もたらしたインフレーション期であった。清酒市場の過熱を抑制する意図もあったのであろう。明治11(1878)年には酒税はそれまでの従価税から重量税に変更となった。1石1円であった。明治13(1880)年には税の名称は「造石税」となり1石2円となった。次に緊縮財政を履行した松方デフレ政策も後押ししたのであろう。明治15(1882)年に1石4円(実施は翌年)、そして明治16(1883)年には新規開業者には100石以上と制限を設けた。一定の資力をもつ事業者に限られた。

こうして酒税則は、酒造業界を保護するとともに、酒造業界に酒税を負担させる仕組として安定した制度になった。さらに政府は、より確実に酒税を徴収するために明治22(1889)年の国税滞納処分法の制定を基礎に、明治23(1890)年に酒造税則を改訂して「所有者不動産ノ価額造石税四分ノ一ニ満タサル者」は納税保証物あるいは保証人を立てるべきことを明確に

義務づけて、「酒造税の納税保証物の有力な手段としての土地所有を必然化させた」のであった²⁰。造石数に応じた納税に耐えうるよう酒造家が土地を所有するよう誘導したということである。このことによって、酒造家は国家の徴税機構の強化のもと保証人がいない場合は土地を所有する他なかった。既存研究では、こうした政府の税制誘導に応じて地主層と結合した酒造家のことを「土産的、土着的、地主的²¹」や「地主兼営副業型酒造業²²」と特徴付けた。そうはならなかった零細事業者の多くは廃業に向うか、他の酒造家と合同または有力酒造家に吸収されて生き残る他なかったのである。

さらに酒税は日露戦争の戦費調達に向けた財政拡充の矛先にもなった。日清戦争で得た遼東半島をロシア、ドイツ、フランスの三国干渉で清国に返還することになり、これがロシアの思惑であり、事実上ロシアが遼東半島の権益を握ったことから、日本政府は対露紛争に向けて軍備拡張を進める。その財源は概ね日清戦争賠償金ではあったが、酒税増税による税収拡大も図った。明治 29 (1896) 年には、「造石税」が「酒造税」に名称が改められて 1 石 7 円と大増税した（施行は翌年から）。また政府は自家用酒税法を成立させ 2 石以下の自家用酒（濁酒、白酒、焼酎に限定）の製造を製造税 2 円で許可するとした。それにおさまらず、政府はその後増税を繰り返した。明治 31 (1898) 年には 1 石 12 円とした。明治 33 (1900) 年には自家用酒税法は廃止したが、明治 34 (1901) 年には酒税を 1 石 15 円、明治 37 (1904) 年には 1 石 15 円 50 銭、明治 38 (1905) 年には 1 石 17 円、明治 41 (1908) 年には 1 石 20 円という勢いで増税した。

こうして酒造税の徴収額は、地租を超える税源となり、日清戦争から日露戦争に向けて軍拡を進めた日本政府の大きな財源となっていった。

このような環境の中で、清酒市場の中で競争優位なのは、価格競争にも、増税にも対抗できる、規模の経済を働かせた「専業企業的酒造業²³」となる。全国的に有力酒造業者が幅を利かせる時代になっていく。しかし、近代から歴史が始まり、開拓真っ只中の北海道は全国の動きとは少し違っていた。

3.3. 明治 30 (1897) 年頃の札幌の酒造業

「3.1. 清酒供給の推移」でみたように、札幌の酒造業界は、明治 30 (1897) 年までの清酒供給は増加傾向にあったものの、開業も廃業も多く、酒造家の数は明治 20 (1887) 年が 11、明治 30 (1897) 年が 10 と平衡状態であった。需要が増加していたにもかかわらず、酒造の営業が安定したとはいえない。

そのことは現在も札幌で営業を続ける唯一の酒造業者、日本清酒株式会社（以下、日本清酒）の沿革の中にも刻まれている。日本清酒は昭和 3 (1928) 年に道内の有力酒造家が合同して創立したが、その有力酒造家に札幌酒造株式会社（大正 13 (1924) 年創立）があった。その前身の会社名は札幌酒造合名会社であった。この会社の創立の動機が当時の札幌の酒造業の状況を表している。

札幌酒造合名会社は札幌で酒造業を営んでいた柴田興次右衛門、本郷八左衛門、笠原儀左衛門、山本勝治、山崎興吉、三浦酒造店主、中川酒造店主らが明治30（1897）年に企業合同して創立した会社である。その動機は「明治の中期は酒類の密造が横行していたので税務官署の検査が厳重をきわめ、まじめな業者はその煩に耐えかね、一方脱税酒の密売が行われて酒税酒は販路を狭められるなど経営上好ましくない環境におかれていたので、業体を会社組織に改めて経営をガラス張りにし、共同経営によって経費を節約して廉売酒に十分に対抗できる低コスト酒を生産し、事業の安定と発展を期そうとする²⁴」であった。

この記録には記されていないが、「3.2. 酒造の社会経済的環境」でみたように、この頃、明治政府が酒造税の増税を加速させたところであった。明治29（1886）年の酒造増税（ただし、北海道は1石1円減免）である。さらに、この年、それまで北海道庁財務部長が主任収入官吏、郡・区・戸長を分任収入官吏とした徴税体制であったのが、税務管理局という税務署が設置されて大蔵省直轄の徴税体制となった²⁵。この事実から徴税圧力が強まったと読み取れる。また、先にも触れたが、明治29（1886）年に自家用酒造法の制定により、全国で自家消費用零細酒造家が激増する。清酒以外の酒類とはいえ自家用酒造の増加は清酒製造者にとって向かい風である。「脱法酒の密売が行われていた」中で、増税により酒税酒はコストアップ、そこに税負担が少ない自家用酒造酒との競争も発生した。清酒産業の営業環境は厳しくなり、合理化策を打たねばならない状況になっていた可能性がある。

札幌の酒造家7業者の企業合同にはこうした酒税政策の改訂が大きく関係していると考えられる。

3.4. 小林家の展開

さて、ここで小林酒造の話に戻る。小林酒造は、酒税が重量税に改革された明治11（1878）年に開業している。明治30（1897）年まで20年近くの間、大火などの被災経験もあるが、札幌での経営基盤は盤石であったと思われる。しかし、柴田らの酒造家と同じく、明治29（1896）年の増税と徴税機構改革で厳しい経営環境に晒されていたと考えられる。企業合同した柴田などと同じように、酒税酒を製造していた小林酒造は生き残り策として何らかの手を打たねばならなかったのではないだろうか。

明治30（1897）年、小林家が旧角田村に新天地を求め、明治33（1900）年に酒造場を移したのは、「言い伝え」では札幌では「酒造場が手狭」で「火事が多く」、その一方で角田村は「大きな需要が見込める夕張炭鉱に近い」ということであった。ただ当時の酒造家には、日露戦争に向けての軍備拡張のための酒税増税と、徴税圧力の強まり、廉価酒との不当な競争環境という「厳しい環境」という状況があった。この状況が米三郎を突き動かしたかどうかはわからないし、それを裏付ける事実もないが、税制誘導で酒造家が地主層になっていったというプロセスは小林家にも当てはまる。

4. 進む角田村の地域開発と小林家

4.1. 角田村の開墾と泉麟太郎

栗山町はその起源が旧角田村にあり、夕張川の中流域右岸に位置している。その上流域には北海道炭鉱汽船株式会社が明治23(1889)年から開発を着手した夕張炭鉱がある。この立地条件から角田村が小林酒造の移転先の決め手となったという。

角田村の開祖は泉麟太郎という宮城県角田藩士であった。角田村の地域開発を辿る上で泉麟太郎の行動と功績についてまとめておく必要がある。主として『角田村史』(昭和15(1940)年)と『栗山町史』(昭和46(1971)年)を参考にして以下にまとめる。

泉麟太郎は、天保12(1841)年生まれで、北海道に入植した先はまずは室蘭であった。旧仙台藩御一門石川家第14代邦光に北海道開拓の開拓監事を任され、明治3(1870)年に郷国から51名を率いて室蘭に入った。開墾を行い、その後、養蚕、製網、製氷、共同農園、共同牧場などの事業を営むだけでなく、農事通信員、役場筆生、学務委員、戸長、警察署長など様々な職にも就いた。室蘭入植後、開拓資金が乏しく、厳しい状況が続いた。それでも約18年間、室蘭郡の開拓に勤しんだ。しかし、明治20(1887)年に、室蘭への屯田兵の設置により、農地の拡大が阻まれる状況となり、将来の開拓が難しいという状況になった。そのようなとき、石川邦光が他界して後を継いだ弟・石川光親が「夕張川一帯に肥沃な土地がある」ということを室蘭郡長古川浩平から聞き、そのことが泉麟太郎に伝えられた。角田村の歴史はここ始まる。

泉麟太郎は、石川光親の進言を受けて、「北海道土地払下規則」(明治19年発布)に基づき、団体で夕張郡への開拓を試みることにした。明治21(1888)年5月16日に出資株主と労働株主を集めて「夕張開墾起業組合」を設立し、7戸23人(労働株主)を率いて、阿野呂川右岸(角田)に入植し、角田村の開墾をスタートさせた。室蘭郡3村の戸長の立場であり、室蘭と現地を行き来していたが、同年10月には戸長の任期(明治21年10月)が終わり現地で開墾に打ち込んだ。

「夕張開墾起業組合」による畑地の開墾は苦労が多かったが、泉麟太郎の意欲は衰えることなく、明治22(1889)年に新聞で移民を募り、また私財を使って岩見沢までの道路建設も行うほどであった。阿野呂原野の開墾を契機としたまちづくりが本格化し、明治23(1890)年5月8日には故郷の名称でもあった「角田村」の設置が正式に認められた。しかし、戸長役場は岩見沢にあった。明治25(1892)年には岩見沢から分村したが、由仁に戸長役場がおかれた。角田村戸長役場として開庁したのは明治33(1900)年であった。

明治24(1891)年、夕張開墾起業組合の開墾のみでは、広がりが限定的であったことから、泉麟太郎は未開原野の開墾をさらに進めるために新たに出資者を募り「真成社」を結成した。当初、18人の出資者が集まり、資金5000円を集め、110万坪の払下を出願して開墾に着手した。泉麟太郎が社長となった。ただ、開墾に取り組んだ未開原野は泥炭湿地であって耕作希望

をする者が少なく、思うように畑地開発が進まなかった。それゆえ、「真成社」の出資者が脱落していき、泉麟太郎はそれを埋めるために札幌などの財界にも広く出資者を募った。その中に高瀬和三郎²⁶という料理屋兼貸座敷業の経営者がいた。

明治26(1893)年1月、稲作の権威として北海道庁に招聘された酒匂常明²⁷から情報を得ていた高瀬和三郎は、真成社の総会において未開原野は畑作よりも稲作の方が優位であることを解き²⁸、水田耕作を提案、泉麟太郎がそのための増資を請願したが、真成社が畑地起業のための団体であったことから反対意見が出たことで提案は受け入れられなかった。しかし、真成社の土地で試作すること、その方法は社長に一任ということが承認された。

その水田耕作試験は想像以上の成果²⁹がでた。そのことで、水田耕作に対する出資者らの意向は変化し、水田の起業を申し出る者まで出るようになった。真成社の中で造田熱が急速に高まったのである。実際に夕張開墾起業組合や真成社の土地を買収して開墾に投資する地主層(豪農・福井正之ら)³⁰が出てきた。こうした中で、水田開発の構想が持ち上がり、明治28(1895)年7月8日に「角田村水利組合」の設立に至った。

角田村はこのような功績者・泉麟太郎の努力があつて地域開発が本格化した。

4.2. 水田開発の黎明期と小林家

角田村水利組合は、水田可能地を測量して、それらのエリアに農業用水が行き渡るよう夕張川や阿野呂川から水路を引く、灌漑用水工事の計画をたてた。この計画は4000町歩の水田開発を行うものだった。これに対する必要な工費は3万円として、明治28(1895)年12月に北海道長官に「用水路開墾起業に関する上申」を行った。

実は、この上申書の「夕張川灌漑工事賛成加盟者³¹」の中に「10町 小林伝四郎」という記載があり、『角田村史』に記載されている栗山小林農場(小林米三郎・経営)には「旭台において先代小林米三郎が未開地の貸下を得て明治29年に附興せられたるもの数町歩あり³²」、由仁小林農場(小林龍吉・経営)には「小林伝四郎氏名義の下に夙に未開地の貸下を得て墾成して³³」とある。そして「明治29年3月阿野呂現住者」の中には小林伝四郎の名がある³⁴。

このことから、明治28(1895)年末時点で伝四郎または米三郎が角田村に貸下を得て地主経営者として進出し、翌年3月には住所を角田村阿野呂に登録していたといえる。小林家は角田村の水田開発開始時から関わっていたということになる。

ただし、この灌漑工事プロジェクトはすぐに暗礁に乗り上げる。北海道長官に向けて行った灌漑工事計画の申請は、角田村水利組合が法人組合として認めがたいため、明治29(1896)年4月に却下された。

その後、角田村開墾起業組合、真成社は解散し、土地を地主に払下げ、地主らは同年12月に新たに角田村水利土工組合を組織化して、明治30(1897)年4月に用水路掘削の許可を得るに至る。この組織化の狙いの一つは工事費用の銀行からの借入であったが、それが上手くいかず高利貸しの資金に頼らざるを得なかった。また、水田の耕作は進むものの、用水路掘削工

事が順調に進まず、事業資金は4万円に達するという試算になった。このままでは高利貸しからの借入が嵩むばかりだとして、明治30（1897）年12月に角田村水利土工組合は解散して、諸工事は村営事業として行われることになった。明治31（1898）年1月、村債を募集して高利貸しからの負債を償却して、角田村が日本勧業銀行からの借入で工事資金を調達することにした。

とはいえ、角田村はまだ由仁戸長役場内の1つの村に過ぎず、この「村」は法人として認めがたいと判断されていた。それだけでなく、当時の北海道開発は政府の思惑通りに進んでおらず、優先すべきは工業開発であったことから実現の可能性は低かった。

そのことから、泉麟太郎や福井正之が明治31（1898）年4月から約4ヶ月間東京に滞在し、札幌区長などを務めた浅羽靖が参謀となり、政府関係者に粘り強く交渉して、日本勧業銀行からの4万円の借入が認められることになった。その後、工事が難航して、結局日本勧業銀行からの借入は5.5万円に達した。ただし、戸長への融資は政治交渉による特例中の特例であったとされ、これ以上の日本勧業銀行からの貸出は許されなかった。

しかし、水田開発の推進はこれで終わらなかった。北海道の開拓事業において借入が閉ざされている状況が開拓推進の壁になっていることの証明でもあったことから、政府は泉麟太郎が取り組んだ「水利土工組合」の例を参考にして、明治35（1902）年に「北海道土功組合法」を制定した。この法で認められた組合は法人扱いとなり融資を受けることができるようになった。角田村では関係地主が集まり、「角田村土功組合」を設立して、明治35（1902）年12月24日に認可を得た。道内土功組合の第1号であった。明治45（1912）年5月には村営事業も角田村土功組合に移譲した。明治33（1900）年、279町歩だった水田面積はこの年に1,225町歩に達した。泉麟太郎による「水利土工組合」の試みがその後の水田開発のモデルとなり、今日の北海道の稲作地帯形成に繋がったとされている。

4.3. 地主経営としての米三郎

角田村の統計によると、明治26（1893）年が258戸、925人であったのに対して、明治35（1902）年は1,368戸、5,903人と、戸数で5倍以上、人口で6倍以上となっている。同時にこれは栗山駅周辺の市街地形成にも繋がった³⁵。

こうして角田村の水田開発に伴う地域開発は軌道に乗った。小林家は「開発地主」として角田村に進出し、明治30（1897）年に栗山に拠点の本格的に移して以来、私下や買収で農地を拡大しながら「栗山小林農場」を経営した。その実態は正確にはつかめないが、それを引き継いだ2代目米三郎は岩見沢の地主からも農地を引き継ぎ、経営規模を拡大した³⁶。

第2次世界大戦後には「自作農を中心とする民主的な農村社会の形成を促進する」という農地改革が行われ、不在地主を中心に全国の地主層は政府の買い上げにより農地を手放した。もちろん、小林家も農地を手放した。戦後の農地改革には、「日本の民主化のために寄生地主から小作人を開放する」という大義のもと、地主層に対する悪いイメージがつかまとうが、角田

村など石狩平野の水田開発は地主層の投資により実現したものであり、地主支配的な問題はあったとしても直ちに「地主層＝悪」とみなせるのではない³⁷。栗山小林農場には小作争議の記録はなく、また岩見沢市大願地区や栗沢町最上地区に、米三郎の報恩碑があり、地主として小作人との関係は良好であったことがうかがえる³⁸。大願地区の報恩碑には、農地を譲り受けた多くの小作人の名前が刻まれている（写真）。



写真. 岩見沢市大願地区の報恩碑と4代目小林米三郎
(小林酒造株式会社取締役社長小林米三郎提供)

小林家は、大正期以後、本業の酒造業と農場経営の他に、砂利採取業、コンクリート製造行、石油販売業などに取り組み、事業を多角化した。地主として大成し、地域経済の発展に寄与してきた。2代目米三郎は、こうした事業の多角化に取り組むだけでなく、角田村商工会を組織したり、夕張鉄道の取締役を務めたりするなど、地元産業界に貢献するだけでなく、角田村会議員や衆議院議員なども務めた。昭和34（1959）年には栗山町開拓の功労者である泉麟太郎とともに名誉町民となった。

5. 考 察

5.1. 3つの社会経済的環境

小林家の角田村の進出は、日清戦争から日露戦争に向かう間にあり、この間には富国強兵・殖産興業という日本の近代化と北海道開発が生みだした3つの社会経済的環境が重なっている。

た。

一つ目は、既知のものとして本論ではその内容を深めていないが、北炭が官営だった幌内炭鉱を払い下げで引き継ぎ、夕張や歌志内で炭鉱開発をはじめ、空知管内に大きな産炭地域が形成されて人口集積が進んでいたことである。空知では炭鉱で働く労働者が消費する酒類の需要が増大していた。このビジネスチャンスを掴むという「攻め」の動機が米三郎に働いたとされてきた。進出動機としてはこれだけで十分であると考えられるが、「言い伝え」からは「札幌での酒造経営の限界」説が感じ取ることができた。その限界には当時の酒造家を取り巻く環境が関わってくると考えられた。

そこで二つ目である。当時、全国の酒造家は厳しい酒税環境に晒されていたことである。小林酒造の角田村移転前後は、増税が繰り返され、徴税機構が厳しくなっていく時代であった。政府は日露戦争に向けて税収を上げるために酒税増税だけでなく自家用酒税法も制定して、清酒以外の醸造を規制緩和し、酒造家を増やして税収を上げた。札幌では、7酒造家の大合同が起るほど、酒類販売の競争が激しくなり、酒造家が生き残るには、規模拡大するか酒造家の集約化が必要になっていた。このことから、過当競争状態の札幌より恵まれた市場環境に移動しようという動機が小林酒造に働いた可能性は否めない。

三つ目は角田村の開祖・泉麟太郎を筆頭とした地主層により水田開発の運動が高まっていたことである。ちなみこの運動は「真成社」の稲作試験から「北海道土功組合法」の制定に繋がる。小林家が拠点を角田村に移転したのは、その「造田ブーム」が始まり、軌道に乗り始める頃であった。小林家が酒造経営者として角田村に進出する手がかりにしたのかどうかは確認できないが、地主への進出動機が酒造家であったことと関係していたという可能性は否めない。それは先にも触れたように当時の酒税政策が酒造家の土地所有を必然化したという酒造史研究の通説²⁰からも支持されるのである。

以上のことは小林家の角田村立地を裏付ける根拠にはならないが、酒造経営を続けていくためのリスクテイクという視点からみれば無視することはできない。小林家が夕張などの産炭地需要の獲得に向けて営業を展開するには、札幌は立地上不利であり、さらに増税対策として単位当たりのコストを下げるために酒造規模を拡大せねばならず、同時に新規の納税保証物としての土地を得る必要があったからである。夕張に近く、大きな醸造場を建設できる場と、将来性のある用地・農地を求めるとなると、水田開発の黎明期に入った角田村への地主進出は極めて合理的判断であったといえるのである。

5.2. 小林家と角田村の最初の接点

小林家はどのように角田村に接近できたのであろうか。泉麟太郎らが北海道庁に上申する「夕張川灌漑工事賛成加盟者」一覧に小林伝四郎の名があった事実から、明治28(1895)年末までには接近できたということになる。少なくともそのときまでに、伝四郎は泉麟太郎と接していたといえる。

では、伝四郎と泉麟太郎との最初の接点はどこだったのであろうか。

泉麟太郎は明治 26 (1893) 年ごろから真成社の社長として未開地を大々的に耕作しようとしていた。札幌豊平館で真成社の株主総会を開くなど、広く投資を呼び込み、地主経営の参入希望者を探していた。札幌に集まる政財界に投資を働きかけていたと考えられる。

札幌では、真成社の株主総会で水田耕作への転換を提案して真成社との契約により自ら耕作実験を実行した高瀬和三郎が薄野で「北海楼」を営んでいた。高瀬和三郎は北海道の政財界の著名人の記録が綴られている『北海道立志編』に記載された人物である。小林酒造の営業場所は狸小路と薄野交差点の間にあった。「北海楼」の位置は確認できないが遠くはない。伝四郎または米三郎が高瀬和三郎と接点があったかどうか、辿ることができないが、こうした記録に残る史実から、伝四郎または米三郎も、遠くないところで泉麟太郎に接近できる機会があったと推察される。

札幌大火のあった明治 25 (1892) 年から移転が完了した明治 34 (1901) 年にかけて、以上のような 3 つの社会経済的環境があったのはたしかである。それらが小林酒造の移転にどの程度力学的作用を及ぼしたのか、まだまだ検討の余地はあるが、一定の知見は得られたものと考えられる。

謝辞：

本論は、北海学園大学地域連携推進機構の地域連携事業の予算 (2023 年度～2024 年度) により調査を進めてまとめた。調査では、炭鉄港推進協議会事務局 (北海道空知総合振興局地域政策課主事 毛利 真氏 (2023 年 12 月当時))、栗山町経営企画課地域政策グループ主事 清藤大亮氏 (2023 年 12 月当時)、栗山町文化財保護委員会・栗山町史資料調査室 青木隆夫氏には大変お世話になった。特に青木隆夫氏は小林農場のことや角田村開発に関わった人物関係に関する情報を調べていただき、調査の視点を与えていただいた。また、小林酒造株式会社代表取締役社長小林米三郎氏には北海学園大学にまで足を運んでいただき、私の狭い研究室で本論作成に惜しみなく協力をいただいた。このことにより、「言い伝え」の内容を補強できた。心より感謝申し上げる次第である。さらに、北海学園大学経済学部・市川大祐教授には、本調査に関して議論の相手になっていただき、仮説設定の面で助けられた。同様に同・宮入隆教授にも水田開発についての基礎知識と文献情報を提供頂いた。こうした同僚の協力無くして、本論を書き上げることはできなかった。

なお、北海学園大学は炭鉄港推進協議会の総会の幹事会構成員 (2023 年 9 月 8 日～) である。今後とも日本産業遺産「炭鉄港」の推進に微力ながら貢献していきたい。

注

- ¹ 日本産業遺産「炭鉄港」との関連でも紹介されている。『北の産業革命「炭鉄港」本邦国策を北海道に観よ！公式ガイドテキスト』（炭鉄港推進協議会発行，2021年），p.140
- ² 小林酒造『「北の錦」オフィシャルファンブック2023』（株式会社小林酒造発行，2023年）pp.17-19。
- ³ 札幌市教育委員会文化資料室編集『さっぽろ文庫37 札幌事件簿』（札幌市発行，1986年），pp.58-60
- ⁴ 『新札幌市史』（デジタルアーカイブ）の年表一覧（<https://adeac.jp/sapporo-lib/timeline>）の「No.3 産業・経済（年表）」と「No.4 社会・生活（年表）」には次のような札幌市街地の火災の記録が残されている。明治21（1888）年3月18日「南3西2で火災が発生，110棟が焼失し，200戸以上の被害が発生」，明治28（1895）年12月17日「狸小路5番地で火災が発生し，114戸を焼失，支払われた保険金額，2380円」，明治33（1900）年5月3日「南4東1で火災が発生し，150戸を焼失」，年明治33（1900）年6月9日に「大通西2より出火，旅館越中屋・料理店永楽屋など15戸類焼」，明治33（1900）年12月2日に「狸小路（南3西2付近一帯）で火災，30余戸が焼失」，明治34（1901）年4月18日「南1西1で火災が発生して160戸を焼失し，豊平村へも飛び火」，明治35（1902）年4月5日「大通西4で火災が発生し，40戸余りを焼失」，明治35（1903）年5月14日「南4東3で火災が発生し，13棟35戸を焼失」，明治35（1903）年6月18日「薄野遊廓で火災が発生し，30戸を焼失・死者3人」，明治35年（1903）9月7日「南1西2で火災が発生し，20戸を焼失」，明治36（1904）年5月25日「南5西1で火災が発生し，32戸を焼失し損害額約8000円」，明治38（1906）年5月4日「南3西5で火災が発生し，38戸を焼失」
- ⁵ 前掲，小林酒造（株式会社小林酒造発行）p.19
- ⁶ この構想は北炭による政府が認可した夕張炭鉱開発計画時にあった。しかし，北炭社長・堀基が分岐点を栗山駅から追分駅にするという計画に変更し，明治25年2月に北炭が路線変更願書を北海道庁に提出したところ大問題となった。
- ⁷ 小林米三郎銅像建立委員会事務局『小林米三郎小伝』（栗山商工会議所発行，1957年）
- ⁸ 札幌市教育委員会編『新札幌市史 第2巻 通史二』（北海道新聞社，1991年）
- ⁹ 加藤吉己『北海道の酒造家と酒造資料』（サッポロ堂書店，2015年），p.191
- ¹⁰ 三県一局時代の管轄だとすると，管轄は札幌から後志，道北まで管轄範囲はかなり広い。
- ¹¹ 前掲，加藤吉己（サッポロ堂書店）p.193を参考にした。この統計は「区役所別醸造高表 北海道庁統計」と記されている。
- ¹² 前掲，加藤吉己（サッポロ堂書店）p.194を参考にした。この統計は「清酒の地区別生産量 北海道統計」と記されている。
- ¹³ 前掲，加藤吉己（サッポロ堂書店）p.16。
- ¹⁴ 前掲，加藤吉己（サッポロ堂書店）p.29。
- ¹⁵ 前掲，加藤吉己（サッポロ堂書店）p.49。
- ¹⁶ 市長政策室政策企画部企画課
- ¹⁷ 鈴木芳行『歴史文化ライブラリー401 日本酒の近現代史 酒造地の誕生』（吉川弘文館，2015年）p.70による推定値である。前掲，鈴木芳行p.42によると，明治初期の数値で明らかになっているのは，明治9（1876）年の26171場（『大蔵省租税局第9回報告』を典拠としている）であり，一方，元禄時代には約27000場があり，開業，廃業で入れ替えたがあったにせよ，幕末，明治維新までこの水準が続いたと推定している。
- ¹⁸ 前掲，鈴木芳行（吉川弘文館）p.95。
- ¹⁹ 例えば，藤原隆男『近代日本酒造業史』（ミネルヴァ書房，1999年）には詳細な分析がある。ま

た前掲、鈴木芳行（吉川弘文館）pp.94-105でも述べられている。

- ²⁰ 前掲、藤原隆男（ミネルヴァ書房）p.3。
- ²¹ 山田盛太郎『日本資本主義分析』（岩波書店、1949年）p.7
- ²² 前掲、藤原隆男（ミネルヴァ書房）pp.6-7。
- ²³ 前掲、藤原隆男（ミネルヴァ書房）p.7。
- ²⁴ 富樫甚作編集『日本清酒株式会社40年史』（日本清酒株式会社、1968年）p.29
- ²⁵ 前掲、加藤吉己（サッポロ堂書店）p.129。
- ²⁶ 北海道図書出版株式会社編集局編纂『北海道立志編』（第2巻-第5編、明治42年）pp.33-36によると、高瀬和三是天保元年2月19日秋田生まれで、嘉永3年に函館に渡り、明治4年に札幌に移り住み、料理屋兼貸座敷業「北海楼」を始めた。明治17年に平岸村にて果樹園を経営し、農業に参入している。そのことから農業への投資は真成社での試験事業が初めてではなかった。
- ²⁷ 農学博士で、明治25（1892）年から北海道庁財務長。
- ²⁸ その技術的根拠を高瀬和三是示していないが、酒匂常明が「札幌以北でも気候風土その他綿密な調査研究の結果、水田耕作については期待し得るという意見をもっていた」（栗山町史編さん委員会編『栗山町史』（栗山町役場、1971年）p.234）ということ根拠としたという。ただ、一方で、北海道庁内にあった稲作否定論が徐々に変わり、とくに小作人の畑作への意欲があがっていない中、人口が増える北海道では米需要が著しく増加しており、米価は他の農産物や商品に比べ相対的に高くなっていたので、そのことが「水田経営を有利とし、造田への刺激となった」（石塚喜明監修・星野達三編著『北海道の稲作』（財団法人北農会）、pp.9-10）というマインドをもたらしていた可能性がある。
- ²⁹ 高瀬和三是反収5俵、泉麟太郎は7俵に及んだ（前掲、栗山町史編さん委員会編（栗山町役場、1971年）p.235）。
- ³⁰ 「和歌山県那須郡岩出村の豪農福井正之が往来して、巨資を投じ、夕張開墾起業組合や真成社の土地を譲り受けて大規模に起業し、真成社社員高木兼寛男爵、実吉安純子爵など未開地を買収して小作人を入れて会館起業に奔走した」（前掲、栗山町史編さん委員会編（栗山町役場、1971年）p.235）
- ³¹ 丹野嶽二『角田村史』（夕張郡角田村役場発行、1940年）p.197
- ³² 前掲、丹野嶽二（夕張郡角田村役場発行、1940年）p.268
- ³³ 前掲、丹野嶽二（夕張郡角田村役場発行、1940年）p.269
- ³⁴ 前掲、丹野嶽二（夕張郡角田村役場発行、1940年）p.76
- ³⁵ 角田村での酒造が始まったのは明治34（1901）年。人口増加が著しい中で地元の清酒需要を大いに満たしたと考えられる。
- ³⁶ 二代目米三郎は、本業の酒造業と地主経営の他、砂利採取業、コンクリート製造行、石油販売業などに取り組み、事業を多角化していった。
- ³⁷ 水田開発を進めた「開発地主」に関する評価は複雑である。ここでは詳細を割愛するが、地主・小作関係の変遷、小作の階層分解、土地制度・農政から見るべきである。坂下昭彦「戦間期北海道農業論の課題」『北海道大学農経論叢』（40、1984）pp.151-174が参考になる。
- ³⁸ 2代目小林米三郎の報恩碑に次のような文面が残されている。「小林米三郎翁 報恩碑 町村金吾書 当農場は……。翁は銘酒北の錦の醸造元として世に知られ家業殷盛寧日なき中に存りて公共に尽くす事篤く国会議員として国政に参画したるを始め中央地方の公職杖筭に違あらず故に後年藍綬褒章を授与せられ勲三等に叙せらる。然る傍ら翁深く農業の開発に心を砕かれ冷災害うち続き小作料の減免屢々なりにしに拘わらず多額の私財を投じて造田土地改良道路排水橋梁等の整備積極的に奨励推進せらる。……、また戦後農地改革に際しても欣然率先吾らを自作農たらしめ賜るお陰

を以て會ての不毛の原野今や化して一望穰々の美田たり、これ一に翁の高徳高恩に俟たざるはなく吾々の感銘と感謝之に過ぎるものなし、依って吾ら向後ますます産米の増殖と改良に努め以て翁の志を伸長しその高恩に報いん事を決心し茲に此の碑を建つ 撰文 清水利信 昭和42年9月」